

町職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法の規定に違反する行為により、町職員の懲戒処分を行いましたので、その内容等について公表します。

1. 処分年月日

令和2年1月23日付

2. 処分内容

被処分者（当事者）

主事（一般事務職）20歳代

＊地方公務員法第29条第1項第1号に基づく給料月額の10分の1
1月減給

3. 処分理由等

（1）事案の概要

公用車の自損事故について

被処分者は、町外での研修に公用車で出張中、道路脇の電柱に衝突し
車両が大破する自損事故を起こし、公用車の損傷が激しく廃車処分となった。

（2）処分理由

被処分者は以前にも公用車による交通事故を起こしており、地方公務員法
第33条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する。よって同法第29条第
1項第1号の規定に基づき処分するものである。

4. 今後について

職員一人ひとりが、全体の奉仕者であるという自覚を強く喚起し、交通ルール
の厳守・研修等の実施を行うとともに、二度とこのようなことがないよう再発防
止に努めてまいります。